

特定非営利活動法人 都市住宅とまちづくり研究会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人都市住宅とまちづくり研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、過疎化や高齢化の進行する都市において、高齢者や障がい者にとっても安全で快適な個性ある都市住宅の供給と暮らしやすい地域コミュニティの構築と再生をめざして、共同建替えなどの再開発事業、土地の有効活用事業、コーポラティブ方式による住宅供給事業などを行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

※ コーポラティブ方式とは、「自ら居住するための住宅を建設する者が、組合を結成し、共同して事業計画を定め、土地を取得、建物の設計、工事の発注、その他の業務を行い、住宅を取得し、管理していく方式」をいう。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 次のまちづくりに係る事業の調査・研究、企画・立案及び推進
 - ① 共同建替え
 - ② コーポラティブ住宅
 - ③ 団地・マンション再生
 - ④ その他まちづくりに関すること
- (2) 次の福祉に係る事業の調査・研究、企画・立案及び推進
 - ① 居宅介護支援、訪問介護、通所介護
 - ② 家事及び介助・介護等自立援助
 - ③ 住宅確保要配慮者のための居住支援業務

(3) 会報及び出版物の発行

(4) 講演、地域イベント

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 物品販売

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は

第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める規定により入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を当該年度中に納入せず、催告を受けても翌年度開始日から1か月以内に納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 本人からの届出の連絡先に連絡がとれないとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはFAXもしくは電子メール（電子媒体）による通信方法をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条の2 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 前項において議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前々項において出席した理事の3分の2以上の同意があった議事は、前項によらず、出席した理事の過半数かつ理事総数の4分の1以上の可否をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面またはFAXもしくは電子メール（電子媒体）による通信方法をもって表決することができる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、財団法人千代田区街づくり推進公社に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	杉山 昇
副理事長	中里秀夫
同	平石郁夫
理 事	手島 潔
同	坂口耕司
同	本間充一
同	平野武洋
同	葛西 充
同	鎌田博介
同	鈴木 実
同	荒牧 清
同	丹野敏昭
監 事	大槻敏明
同	比護彰彦
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	0円	会費	12,000円
②賛助会員	入会金	0円	会費	一口 3,000円

附 則

1. この定款は、平成16年10月5日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成21年12月10日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

1. この定款は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

1. この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 都市住宅とまちづくり研究会

1 事業実施の方針

これまでに引き続き、各部会中心に以下の取り組みを推進していきます。

(1) コーポラティブハウス部会

- ・共同建替え・コーポラティブ方式事業の検討事業の推進
- ・共同建替え、コーポラティブハウスに関する調査研究
- ・としまち研のコーポラティブ方式の再検討・普及
- ・新たな領域におけるコーポラティブ方式の活用

(2) マンション再生部会

- ・マンション再生に係る勉強会
- ・マンション再生支援
- ・マンションの大規模修繕工事に係る支援
- ・管理組合活動支援

(3) 人と暮らし部会

- ・各種勉強会、見学会への参加
- ・シェアハウスに関する研究
- ・つながりの家（コミュニティハウス）構想の具体化・実現化
- ・高齢区分所有者の資産管理を支援するシステムの検証
- ・住宅確保要配慮者等への居住支援活動

(4) 総務・広報部会

- ・広報活動の推進
- ・イベントの企画・開催
- ・としまち研の活動体制の強化
- ・他団体との交流
- ・各種アドバイザー登録
- ・事務局の会議室の活用（地域交流等）

(5) 防災まちづくり部会（前・災害復興まちづくり支援委員会）

- ・防災や復興に関する調査研究、支援活動

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【10,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1) 次の各号の調査・研究、企画・立案および推進							
①共同建替え	共同建替え事業の企画、推進、建替え等の相談対応、共同建替えに関する調査・研究	随時	都内(主に23区)、隣接県	15人	土地所有者、事業参加者、実務者等	50人	600
②コーポラティブハウス	コーポラティブハウスの企画・立案・事業の推進、コーポラティブ方式に関する調査研究、情報発信	随時	都内、主に23区	15人	土地所有者、事業参加者、実務者等	300人	1,800
③団地・マンション再生	団地・マンションの再生にかかる管理組合からの相談対応・支援、調査研究	随時	都内、隣接県	15人	マンション管理組合、実務者等	600人	4,000
④その他まちづくりに関すること	他団体との連携・情報交換 各種調査・研究 アドバイザー派遣対応 災害復興まちづくり支援	随時	全国	10人	住民、まちづくり団体、実務者等	100人	1,000
2) 人と暮らしにかかる調査・研究、企画・立案および推進							
①居宅介護支援、訪問介護、通所介護	事例見学・ヒアリング シェアハウスの企画・運営、つながりの家(コミュニティハウス)構想の具体化・実現化	随時	都内、隣接県	10人	シェアハウス居住者、地域の高齢者や家族、実務者等	50人	2,000
②家事及び介護等自立援助							
③住宅確保要配慮者のための居住支援業務							
3) 会報及び出版物の発行	会報の発行 ホームページの更新	随時	事務局	10人	住民、関係者、実務者等	1,100人	600
4) 講演、地域イベント	定例勉強会、公開勉強会 他団体との交流	年12回 随時	千代田区 全国	10人	地域住民、専門家、関係者等	300人	500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
収益事業	当年度は未実施				

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 都市住宅とまちづくり研究会

1 事業実施の方針

これまでに引き続き、各部会中心に以下の取り組みを推進していきます。

(1) コーポラティブハウス部会

- ・共同建替え・コーポラティブ方式事業の検討事業の推進
- ・共同建替え、コーポラティブハウスに関する調査研究
- ・としまち研のコーポラティブ方式の再検討・普及
- ・新たな領域におけるコーポラティブ方式の活用

(2) マンション再生部会

- ・マンション再生に係る勉強会
- ・マンション再生支援
- ・マンションの大規模修繕工事に係る支援
- ・管理組合活動支援

(3) 人と暮らし部会

- ・各種勉強会、見学会への参加
- ・シェアハウスに関する研究
- ・つながりの家（コミュニティハウス）構想の具体化・実現化
- ・高齢区分所有者の資産管理を支援するシステムの検証
- ・住宅確保要配慮者等への居住支援活動

(4) 総務・広報部会

- ・広報活動の推進
- ・イベントの企画・開催
- ・としまち研の活動体制の強化
- ・他団体との交流
- ・各種アドバイザー登録
- ・事務局の会議室の活用（地域交流等）

(5) 防災まちづくり部会（前・災害復興まちづくり支援委員会）

- ・防災や復興に関する調査研究、支援活動

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【10,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
1) 次の各号の調査・研究、企画・立案および推進							
①共同建替え	共同建替え事業の企画、推進、建替え等の相談対応、共同建替えに関する調査・研究	随時	都内(主に23区)、隣接県	15人	土地所有者、事業参加者、実務者等	50人	600
②コーポラティブハウス	コーポラティブハウスの企画・立案・事業の推進、コーポラティブ方式に関する調査研究、情報発信	随時	都内、主に23区	15人	土地所有者、事業参加者、実務者等	300人	1,800
③団地・マンション再生	団地・マンションの再生にかかる管理組合からの相談対応・支援、調査研究	随時	都内、隣接県	15人	マンション管理組合、実務者等	600人	4,000
④その他まちづくりに関すること	他団体との連携・情報交換 各種調査・研究 アドバイザー派遣対応 災害復興まちづくり支援	随時	全国	10人	住民、まちづくり団体、実務者等	100人	1,000
2) 人と暮らしにかかる調査・研究、企画・立案および推進							
①居宅介護支援、訪問介護、通所介護	事例見学・ヒアリング シェアハウスの企画・運営、つながりの家(コミュニティハウス)構想の具体化・実現化	随時	都内、隣接県	10人	シェアハウス居住者、地域の高齢者や家族、実務者等	50人	2,000
②家事及び介助・介護等自立援助							
③住宅確保要配慮者のための居住支援業務							
3) 会報及び出版物の発行	会報の発行 ホームページの更新	随時	事務局	10人	住民、関係者、実務者等	1,100人	600
4) 講演、地域イベント	定例勉強会、公開勉強会 他団体との交流	年12回 随時	千代田区 全国	10人	地域住民、専門家、関係者等	300人	500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
収益事業	当年度は未実施				

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 都市住宅とまちづくり研究会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		663,000		0	663,000
正会員受取会費	576,000				
賛助会員受取会費	87,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		19,320,000		0	19,320,000
(1) 次の各号の調査・研究、企画・立案および推進					
① 共同建替え	300,000				
② コーポラティブハウス	4,500,000				
③ 団地・マンション再生	7,500,000				
④ その他まちづくりに関すること	2,500,000				
(2) 人と暮らしにかかる調査・研究、企画・立案及び推進	4,000,000				
(3) 会報および出版物の発行	20,000				
(4) 講演、地域イベント	500,000				
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		19,983,000		0	19,983,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		3,750,000		0	3,750,000
給料手当	3,750,000				
(2) その他経費		6,750,000		0	6,750,000
委託費	3,500,000				
旅費交通費	300,000				
通信運搬費	275,000				
消耗品費・事務用品費	25,000				
賃借料	2,410,200				
租税公課	20,000				
雑費	100,000				
予備費	119,800				
事業費計		10,500,000		0	10,500,000
2 管理費					
(1) 人件費		5,580,000		0	5,580,000
給料手当	3,750,000				
法定福利費	1,650,000				
福利厚生費	180,000				
(2) その他経費		3,873,526		0	3,873,526
旅費交通費	0				
通信運搬費	275,000				
消耗品費・事務用品費	25,000				
水道光熱費	5,000				
賃借料	2,410,200				
租税公課	20,000				
雑費	100,000				
予備費	100,000				
減価償却費	30,026				
当年消費税	908,300				
管理費計		9,453,526		0	9,453,526
経常費用計		19,953,526		0	19,953,526
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		29,474		0	29,474
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損（前年度までの未納会費の集金不能確定分）	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		29,474		0	29,474
法人税、住民税及び事業税・・・④		0		0	0
前期繰越正味財産額・・・⑤		4,558,039		0	4,558,039
次期繰越正味財産額③－④+⑤		4,587,513		0	4,587,513

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 都市住宅とまちづくり研究会

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		663,000			663,000
正会員受取会費	576,000				
賛助会員受取会費	87,000				
2 受取寄附金		0			0
受取寄附金	0				
3 受取助成金等		0			0
受取補助金	0				
4 事業収益		19,320,000			19,320,000
(1) 次の各号の調査・研究、企画・立案および推進					
① 共同建替え	300,000				
② コーポラティブハウス	4,500,000				
③ 団地・マンション再生	7,500,000				
④ その他まちづくりに関すること	2,500,000				
(2) 人と暮らしにかかる調査・研究、企画・立案及び推進	4,000,000				
(3) 会報および出版物の発行	20,000				
(4) 講演、地域イベント	500,000				
5 その他の収益		0			0
受取利息	0				
経常収益計		19,983,000			19,983,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		3,750,000			3,750,000
給料手当	3,750,000				
(2) その他経費		6,750,000			6,750,000
委託費	3,500,000				
旅費交通費	300,000				
通信運搬費	275,000				
消耗品費・事務用品費	25,000				
賃借料	2,410,200				
租税公課	20,000				
雑費	100,000				
予備費	119,800				
事業費計		10,500,000			10,500,000
2 管理費					
(1) 人件費		5,580,000			5,580,000
給料手当（50%計上、残り50%は事業費へ配分計上）	3,750,000				
法定福利費	1,650,000				
福利厚生費	180,000				
(2) その他経費		3,873,526			3,873,526
旅費交通費	0				
通信運搬費（50%計上、残り50%は事業費へ配分計上）	275,000				
消耗品費・事務用品費（50%計上、残り50%は事業費へ配分計上）	25,000				
水道光熱費	5,000				
賃借料（50%計上、残り50%は事業費へ配分計上）	2,410,200				
租税公課	20,000				
雑費	100,000				
予備費	100,000				
減価償却費	30,026				
当年消費税	908,300				
管理費計		9,453,526			9,453,526
経常費用計		19,953,526			19,953,526
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		29,474			29,474
【C】 経常外収益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0			0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損（前年度までの未納会費の集金不能確定分）	0				
経常外費用計		0			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		29,474			29,474
法人税、住民税及び事業税・・・④		0			0
前期繰越正味財産額・・・⑤		4,587,513			4,587,513
次期繰越正味財産額③－④+⑤		4,616,987			4,616,987